国際ロータリー第2790地区

地区内ロータリークラブ

会　長・幹　事　　様

 規定審議会地区代表議員

 　山　田　　修　平

**2019年規定審議会　審議に関する報告書**

2019年規定審議会は、2019年４月14日～18日、アメリカのシカゴにて開催されまた。制定案116件、見解表明案１件の計117件を審議し、制定案47件、見解表明案１件の計48件を採択致しました。第2790地区からは、千葉ＲＣと木更津東ＲＣから合計３件が提案され、内１件が採択されました。採択されなかった２件は、いずれも過半数の賛成を得ましたが、ＲＩ定款の改正でしたので、３分の２以上の賛成が必要のため否決されました。

2019年規定審議会で採択された制定案の内、クラブに関係のある制定案について、重要と思われる改正を、提案された順番で以下に述べさせて頂きます。

なお、「クラブ定款」と記した部分は、改正後の定款の条です。

**①　クラブ会長の任期を改正する件**（制定案19-22。クラブ定款第11条第５節）

クラブ会長に空席が生じた場合、現職の会長が無期限でその役職に留まることを強制されるべきでないため、会長の任期を就任日から最大２年間に制限するという提案です。小規模なクラブでは、このようなことが生じる可能性があるので、これを救済しようとするものです。

**②　クラブの年次総会において予算と年次報告の発表を求める件**（制定案19-24、クラブ定款第７条第２節）

クラブの年次総会で役員を選挙するだけでなく、予算の執行状況と昨年度の年次報告を行う事が追加されました。

この制定案には議場から修正案が提出され、その修正案についての提案内容の説明について日本語への同時通訳に不明な点があり、改正後のクラブ定款が発表になった際に、字句の変更があると思われます。

**③　クラブの名称または所在地域の変更の通告期間を延長する件**（制定案19-26、クラブ定款第19条第２節）

クラブの名称または所在地域の変更は、クラブ定款の中で、唯一クラブで変更できる規定です。クラブが変更する際の会員への通知期間が、これを議する例会の10日前から21日前に延長されました。現在、クラブは月に最低２回の例会を開けばよいことになっていますので、改正案の通知期間を21日前に延長すべきとの提案が採択されました。

**④　欠席のメークアップに関する規定を改正する件**（制定案19-35、クラブ定款第10条第1節(c)）

欠席した例会の前後２週間以内というメークアップの期間が、同年度内に変更されました。この変更により、年度の初めにメークアップして溜めておくことが出来るようになりました。

**⑤　クラブの構成を改正し職業分類の制限を廃止する件**(制定案19-39、クラブ定款第９条)

旧ロータリークラブ定款第11条第２節と第15条第５節(e)の規定が、全文削除されました。改正前の規定は次の通りでした。取り消し線の部分は、削除された部分です。

**第11条　職業分類**(**⇒職業分類がクラブの会員構成に変更されました。**)

**~~第２節 ― 制限。~~**~~５名またはそれ以上の正会員がいる職業分類からは、正会員を選出してはならない。ただし、会員数が 51名以上のクラブの場合は、同一職業分類に属する正会員がクラブ正会員の 10パーセントより多くならない限り、その職業分類の下に正会員を選出することができる。引退した会員は、その職業分類に属する会員総数に含めないものとする。 選出によってクラブ会員数が職業分類の制限を一時的に超えることになっても、クラブの移籍会員または元クラブ会員、またはローターアクターあるいは RI理事会によって定義されたロータリー学友の職業分類は、正会員に選出されることを妨げるものであってはならない。会員が職業分類を変更した場合、クラブは、これらの制限にかかわらず、同会員の会員身分を新しい職業分類の下で継続することができる。~~

**第15条　会員身分の存続**

**第５節 ― 他の原因による終結。**

~~(c) 職業分類の充填。本節の規定によって理事会が正会員の会員身分を終結した場合、もし提訴があれば、これに対する聴聞の期限が切れて本クラブの決定または仲裁人の決定が発表されるまでは、本クラブは、当該会員の持っていた職業分類の下に新しい会員を選挙してはならない。 ただし、たとえ終結に関する理事会の決定が覆されても、新会員の入会によって同一職業分類に属する会員の制限を超えない場合はこの限りではない。~~

この改正により１業種５名の会員という制限がなくなりました。ただし、クラブ定款第９条第２節**―**クラブ会員基盤の多様化を推進する手段としてのクラブ会員構成。として、このクラブの会員基盤は、年齢、性別、および民族的多様性を含め、地域社会の事業、専門職務、職業、および市民組織の多様性を表すものであるべきである。という規定が追加されましたので、特定の業種のみのクラブは理論的に設立できないと解します。

上記は今回の規定審議会で採択された制定案の中から、クラブに関係すると思われる制定案について記載しました。この他にも多くの改正がありましたので、上記のクラブに関係する部分やその他の改正内容についてご質問がございましたら、ガバナー事務所にお問い合わせ下さい。後日担当者から回答させて頂きます。

2016年規定審議会で、クラブ定款の例外規定をクラブ細則で定めることが出来るようになりましたが、**これらの規定によりクラブ細則を変更されたクラブは、クラブ定款の条番号が変更になりましたので、クラブ細則の変更手続きが必要になります。**これらの手続については、クラブで独自に変更して下さい。どのように変更すべきか等の疑問がございましたから、ガバナー事務所にお問い合わせ下さい。お問い合わせの際はクラブ細則をお送りください。後日担当者から返信します。

以上、規定審議会の審議に関する報告とします。

令和元年５月20日